

都留市

自治基本条例

逐条解説

平成21年4月

条 例

前文

私たちのまち都留市は、麗峰富士に育まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に生まれ、都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。

前文は、条例制定の由来・目的を明らかにして、条例が目指している理想を分かりやすく宣言でき、自由な表現を使い、決意を述べるのにふさわしい場所です。

現在の都留市の礎となっているのは、富士の湧水を始めとした豊かな自然と、城下町であったという歴史です。この恵まれた環境と由緒ある歴史は、地域内外に誇る優秀な人材を育てるための、「教育」に力を注ぐ都留市の地域風土を古くから生み出しました。

そしてこれが昭和 35 年に結実し、人口約 35,000 人の地方都市としては、全国に例を見ない4年制の市立都留文科大学を創設させることとなり、現在の「学園のまち」としての発展へとつながっています。

都留市に関わるすべての人々は、先人が培ってきた環境と歴史・風土を次世代に引き継がなければなりません。しかし、それらを守り引き継ぐだけではなく、現在から未来に向かって生きる私たちは、今以上により良い理想の都留市を据え、これを実現する責任と義務を負っていると言えます。

この「理想の都留市」を実現するためには、今までのように行政（市）だけがいろいろな取り組みを行うのではなく、市民や市議会など、都留市に関係するそれぞれが自分の役割を認識して、手を取り合って共に考え、行動し、創りあげていく「協働のまちづくり」が必要です。このため、それぞれが共有すべき考え方や仕組みを条例として定め、推進していかなければなりません。そして、この条例こそが「都留市自治基本条例」であり、ここにまちづくりの最高規範として制定する、ということをこの前文で宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都留市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市（以下「各主体」という。）の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報の共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治を進め、豊かな市民生活を実現することを目的とします。

この条例の目的は、「市民自治のまちづくりにより、豊かな市民生活を実現すること」です。この目的を達成するため、「まちづくりで大切になる考え方」として、基本理念（「こうあるべきだ」という基本的な考え方）や、基本原則（基本的なきまり）を明らかにし、市民、議員、市長と職員の役割、市民参加の仕組みなどの基本的な事項をこの条例に定めることとしています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長をいいます。
- (4) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し、公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。
- (5) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。
- (6) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。
- (7) まちづくり 地域が抱えている様々な課題解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。

用語の定義は、複数回記述されているものを中心とし、単独でその他に影響のないものについては、個別条文の中で定義及び解説を行うこととしています。

(条例の位置づけ)

第3条 各主体は、都留市のまちづくりの最高規範として、この条例及びその趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市は、総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定又は改正及び廃止に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

第1項について

一般的に、いろいろな条例には効力の強弱や、上下関係といったものではありません。しかしながら、この自治基本条例は、各主体（市民・事業者・議会・市）が「この条例とその主なねらいを“最大限に尊重”すること」を規定することによって、最高規範性を表現しています。ゆえに、自治基本条例は、まちづくりの基本的なルールや、それぞれの役割を定めるものであり、条例の最高位に位置する「自治体の憲法」と言われています。

第2項について

各主体の中でも、特にまちづくりに関わる計画の策定・見直しや、条例の制定・改廃に大きく関わる市については、この条例に定める事柄と整合性を図ったうえで、計画の策定、見直し、並びに条例・規則等の制定、改正及び廃止等を行わなければならないということを定めています。

(基本理念)

第4条 都留市は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意思と責任のもと、公正、公平かつ平等な市民自治を確立するものとします。

2 都留市は、国及び他の自治体との適切な役割分担のもと、自主的かつ自律的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治を確立するものとします。

第1条の解説でも説明したとおり、基本理念とは、都留市のまちづくりについて「こうあるべきだ」という、根本にある考え方です。都留市自治基本条例は、ここで定める基本理念に沿って、全ての条項が規定されています。

第1項について

市民の人権を尊重するという日本国憲法の基本を明示したうえで、前文において宣言した「理想の都留市を実現する」という目標に向け、市民が平等で、主体となるまちづくりを行うという、「住民自治」の考え方を規定しています。

第2項について

各地方が、その地方の事情に合った、適切な業務を行うという地方分権の考え方に基づいて、都留市も国や他の自治体と適切な役割分担を行うことが必要です。また、都留市の役割を果たすために、各主体が手を取り合って共に考え、行動し、創りあげていく「協働のまち

づくり」を基本として、自主的で自律的（自立的）なまちづくりを行うという「団体自治」の考え方もあわせて規定しています。

（基本原則）

第5条 基本理念を実現するため、都留市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければなりません。

- (1) **情報共有の原則** 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとします。
- (2) **参画の原則** 各主体は、その役割、責務等に基づいてまちづくりに参加及び参画するものとします。
- (3) **男女共同参画の原則** 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加及び参画するまちづくりを推進するものとします。
- (4) **協働の原則** 各主体は、協働によるまちづくりを基本とし、その共通認識のもと、相互の信頼関係に基づいて、自立した地域社会の推進を図るものとします。

第1条の逐条解説でも説明したとおり、基本原則とは、都留市のまちづくりを行うにあたって、すべての事柄に適用される基本的なきまりのことをいいます。前条の「基本理念」と同じく、一番の根本となるものなので、まちづくりを進めていく際には、このきまりに沿った取り組みを推進していく必要があります。

第1号について

議会や市が、市の行う事柄に関しての情報を、意識的に、かつ積極的に市民や事業者に公開・提供することはもちろんのこと、市民や事業者においても、情報を受け取るだけでなく、情報を提供する側であることを認識し、お互いに情報の共有を図っていくことを基本原則として規定しています。

第2号について

議会や市は、それぞれの役割や責任に応じて、市民や事業者のまちづくりへの参加意識を高めるための活動や、その他自治に参加しやすい仕組みづくりを進め、容易に市政に参画できる機会を保障する必要があります。また、市民や事業者は、市民が主体となるまちづくりの実現のために、市政に参画する権利と機会を有していることを認識し、それぞれの自発的な意思を尊重したうえで、受け身ではなく、主体的、かつ積極的にまちづくりに参加・参画することが必要です。これらを基本原則として規定し、各主体がまちづくりに貢献することを定めています。

第3号について

市民、事業者、議会そして市が協働しながら、男女の性別に関係なく活躍できる社会の実現を図っていくことは、まちづくりを行っていくうえで大切な考え方の一つです。ここでは、「男女共同参画」を基本原則とし、それを推進していくことを規定しています。

第4号について

まちづくりの主体である市民と事業者、議会と市とが、それぞれまちづくりにおいて主役となり、互いの権利やその権利の範囲、役割や責任・義務等を認識したうえで、信頼し、協力し、補いあいながら自立した地域社会の実現に向けて「共に歩む」まちづくりを行うよう基本原則として規定しています。

第2章 まちづくりの主役としての市民

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、都留市の豊かな自然、良好な生活環境のもと、性別、国籍、年齢、心身の状況等にかかわらず個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参画する権利を有します。

4 市民は、市が行う行政サービスを平等に享受できる権利を有します。

本条では、市民自治をより一層推進するため、市民の権利をあらためて規定しています。

第1項について

都留市の豊かな自然や良好な環境での生活を保障するとともに、すべての市民が、日々の暮らしにおいて安全に安心して生活する権利も、当然かつ重要な権利として規定しています。

第2項について

前条でも規定されている、市の行う事柄に関する情報を共有できることを「知る権利」として規定しています。市政の情報を知らずして、市民自治や協働のまちづくりは実現できません。

第3項について

議会や市の活動等、市政運営の過程において市民が参画できることを権利として規定しています。市民が自らの手で都留市を創り上げていく市民自治という観点からは、こうした市政運営に関して参画できる権利は当然のこととして保障されなければなりません。

第4項について

市民は、市域の広さ等の地理的・地域的な条件や世代、性別によらず平等に行政サービスを受ける権利を有していることを明確にしています。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加及び参画するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加及び参画するに当たっては、自らの言動に責任を持って取り組むものとします。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすものとします。

本条では、市民の果たさなければならない責任と義務を規定しています。第6条で市民に保障される権利を行使するためには、果たすべき責任・義務があることは当然のことです。この責任と義務を果たし、個々が手を取り合って協働のまちづくりを進めることにより、よりよいまちづくりを進めることができます。

第1項について

市民は、まちづくりの主体であることを認識するが必要であり、その自覚なくして自治の推進はありえない、という市民一人ひとりの基本的な姿勢を規定しています。

自立した地域社会においては、自己決定・自己責任の考え方が基本ですが、まちづくりに参画する者同士お互いを尊重しあい、対等な立場で協力することが必要です。

第2項について

自己の発言や行動によりもたらされる影響を考慮し、責任を持ってまちづくりに取り組むことを規定しています。

第3項について

行政サービスを受けるには、そのサービスを受けるための負担（税の負担に限らず、サービスを受けるための手数料や使用料等、また、市民が行う公益性が高いコミュニティ活動等も広い意味で“負担”と考えられます。）を受け持つ必要があります。ここでは、そのサービスに伴う負担に当たっては、その負担能力及び状況に応じて分かち合うこと（責任の分担と経済的負担の分担）を規定しています。

（子どもの権利）

第8条 子どもは、人として尊ばれ、社会の一員として尊重され、より良い環境の中で育てられる権利を有します。

2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加又は参画する権利を有します。

子どもそれぞれが持っている個性や能力を社会が的確に判断することにより、より子どもにあった指導や教育ができ、その適切な指導、教育による結果として健全に育っていけるものと考えます。

第1項について

子どもは市民の一員として同等の権利を有しますが、これまで「保護の客体」とされてきた子どもの立場を「権利の主体」とし、あえて条例に規定することで、将来の担い手として、社会の一員としてその役割を尊重し、まちづくりに参加しながら、より良い環境の中で故郷を愛する心を育てたいという思いを表しました。

第2項について

子供の表現の自由と意見表明を権利として明らかにし、成長に応じたまちづくりへの参加もまた重要な権利として規定しています。

(高齢者の役割と権利)

第9条 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ伝達しつつ、いきいきと安心して生きがいのある生活を送り、まちづくりに参加及び参画する役割と権利を有します。

少子高齢化問題に関わらず、高齢者に敬意を払い思いやりを持つことは、どの時代、どの社会にも重んじられるべきことです。

高齢者が大切にされるだけでなく、まちづくりに参加及び参画できる役割と権利を規定することにより、高齢者の持つ多くの経験や知恵を社会へ伝達し、いきいきと安心して生きがいのある生活を送れることを保障しています。

(事業者の権利と責務)

第10条 事業者は、地域社会を構成する一員としての権利とともに責務を有するほか、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するものとします。

事業者は、市民と同様の権利を有するとともに、市民同様の責任、義務を負うほか、事業活動を行うに当たっては、環境との調和や、安全で安心な住民生活に最大限に配慮していく責任と義務を負うことが必要であると考えます。そして、これこそが事業者としての地域社会における大きな役割であり、本条では、こうした公益的な活動を通して事業者が健全なまちづくりに貢献することを定めています。

(各主体の役割と責務)

第11条 各主体は、子どもの権利の適正な履行に対して責任を有することを認識するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとします。

2 各主体は、都留市の固有の地域資源（有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。）を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。

本条では、市民、事業者、議会及び市が共通して担うべき共通の役割と責務について規定しています。

第1項について

ここでは、各主体が第8条に規定する「子どもの権利」について正しく理解し、そのうえで次世代を担う子どもが健全に育っていける環境に責任を持つよう規定しています。現在、

市では「次世代育成支援行動計画」を定め、次世代を担う主体としての子どもが健やかに育つ環境の整備を主体的かつ積極的に行っています。そして子どもが一番身近な存在である保護者においては、子どもを養育する役割と責任を自覚し、家庭環境の充実を図ることが必要となります。

こうした計画に基づき、市民や事業者においても、社会を構成する一主体としての子どもが、健全に育っていけるよう環境づくりや必要な支援を行うことが求められます。

第2項について

各主体は、都留市が平成4年に策定した「都留市景観ガイドプラン」の考え方を基に、良好な景観を創設・保存していくとともに、その地域固有の資源の大切さを自覚し、連携、協力のもと後世に引き継いでいくために必要な役割を果たすよう規定しています。

第2節 大学

(都留文科大学の役割)

第12条 都留文科大学は、各主体と連携及び協働するものとします。

2 都留文科大学は、その知的資源を活用し、教育首都を目指したまちづくりに寄与するものとします。

3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めるものとします。

都留文科大学は開学より、地域に根ざした大学として発展してきました。この大学こそが都留市の教育的風土を象徴する地域資源であり、都留市のまちづくりを考える上で欠かせない、重要な主体となるものです。また、大学を自治基本条例の条項として規定することは、全国では例がなく、これが本市の大きな特徴と言えます。

第1項について

未来に向けて、市民に愛される都留市のシンボルとして、都留市のまちづくりを担うすべての主体と連携・協働し、共に都留市の発展に貢献する役割を担うことを規定しています。

第2項について

大学の有する教員や学生など、貴重な知的資源を都留市の目指す「教育首都に向けたまちづくり」に活用し、都留市の発展のために貢献することを規定しています。

第3項について

学生と市民が交流し、「学生は市民のために」、「市民は学生のために」相互に協力しあうための取り組みを大学に求め、地域の活性化に努めることを規定しています。都留文科大学で学ぶ学生にとって、都留市が第二のふるさととなれば、積極的に都留市に貢献してくれることとなり、本市のまちづくりの大きな力となります。

第3章 市民のための議会

(議会の役割と責務)

- 第13条 議会は、条例の制定又は改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他法令等に定められた事項について議決し、都留市の意思を決定するものとします。
- 2 議会は、市政運営が適正に行われているかを監視し、及びけん制するものとします。
 - 3 議会は、会議の公開を原則とするとともに、積極的に情報を提供し、市民と情報を共有するよう努めるものとします。

市民の代表であり、自治体の意思決定機関でもある市議会の役割は、地方自治法によって定められていますが、自主的で、自律的(自立的)なまちづくりを進めるうえでは、その役割と責務は非常に重要な位置を占めるものと考えられ、ここであらためて規定するものです。

第1項について

地方自治法で規定されている議会の代表的な権限を明示するとともに、市政に関する事項で、法令や条例で定められた事項についても議決することを規定しています。

第2項について

議会は、執行機関である市が行う市政運営を議会監視及びけん制することにより、その方向を正していく役割を有しています。これは、議会が市における唯一の意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映できる重要な役割を担っているからにほかなりません。

第3項について

議会は、会議の公開と個人情報の保護に十分配慮した保有情報の市民共有を行うことにより、より開かれた議会運営に努めることを規定しています。

(議員の責務)

- 第14条 議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持するとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務の遂行に努めるものとします。
- 2 議員は、自らの議員活動について、積極的に公開するよう努めるものとします。
 - 3 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めるものとします。

本条では、市民の代表者として議員が果たすべき責任と義務を規定しています。議会がその権限と能力の適切な履行と責務を果たすためには、議員も個々に重要な役割を担っており、その責任を自覚したうえで、職務をまっとうすることが求められます。

第1項について

議員は市民の信託を受け、その責任と自信の心情に基づく議員活動を展開することが責務の基本となりますが、それに加え、政治をつかさどる者としてその人格と倫理の向上に努めることを規定しています。

第2項について

前項の定めに基づく議員活動について、積極的に市民に対し、公開することに努めるよう規定しています。

第3項について

議員として地域課題や市民の意見を把握するとともに、それを汲み取り、意思決定において適切に履行・判断するために必要な審議能力や政策提案能力の向上等、議会の責務遂行のための自己研さんに努めるよう規定しています。

第4章 市民のための行政

第1節 市長

(市長の役割と責務)

第15条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。

2 市長は、市政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、費用の節減及び収入の確保に努めるとともに、事業運営及び財政の健全化を図るものとします。

3 市長は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指揮監督するとともに、効果的かつ効率的な組織運営を行うものとします。

4 市長は、組織運営に当たっては、市政の課題に的確に対応できる職員の育成に努めるとともに、職員の能力及び適性に応じた配置に努めるものとします。

5 市長は、都留市の魅力や情報を、あらゆる機会を通じて、主体的かつ積極的に発信するよう努めるものとします。

第1項について

市長は市民の信託を受け、市政の責任者として市政を運営していく責務があるとともに、この条例の基本理念に基づいた市政の組み立てを行っていく必要があることを規定しています。

第2項について

施策の実施等に当たっては、費用対効果等を十分検討し、コスト意識に根ざした確かな経営感覚を持って行うとともに、適正な受益者負担の観点や市税等の負担の公平性を念頭に置いた徴収及び滞納対策を講じ、国、県の動向や都留市としての自主財源の状況等を総合的に勘案したうえで、持続可能な自治体運営を自治体経営者の視点から取り組むよう規定しています。

第3項について

市長は、市の代表者として、効果的で効率的な市政運営を行うためには職員に対し必要な

事項を的確に指示し、また、市民の信頼を失くすような行為や不適切な発言や行動がないよう厳しく監督することが求められます。ここでは、力強いリーダーシップの必要性とともに、適切な指揮監督権の行使に基づいた組織の統率の重要性を規定しています。

第 4 項について

効果的で効率的な組織運営を行うに当たっては、市民の期待や要求に迅速かつ適切に応じることができる職員の育成が不可欠です。職員の人材育成を効果的に行うプログラムの導入をはじめ、職員の能力の向上を主体的に行う仕組みを整備するよう努めるとともに、個々の能力を適正に評価したうえで、適材適所の配置を行うことが必要であることを規定しています。

第 5 項について

市長は自ら市の広告塔として、主体的かつ積極的に豊富な自然環境や歴史遺産、伝統文化、農産物、伝統工芸品などの市の魅力や情報について PR 活動（広報活動）を行うよう規定しています。これは、市民に郷土の誇りを抱かせるとともに、都留市への移住者を増大させる有効な手段と考えます。

第 2 節 職員

（職員の役割と責務）

第 16 条 職員は、法令の定めるところによるほか、この条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 職員は、国、県、その他地方公共団体等と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。

3 職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識、技術等の能力の向上に資するため、自己研さんに努めるものとします。

第 1 項について

憲法に規定する公務員としての地位を明示するとともに、職務を行うに当たっては、法令遵守（コンプライアンス）の徹底のもと、市民の立場に立って、誠実に公正で、公平にその職務を努めることを規定しています。

職員は、第 1 項にあるように職務に係る倫理を保持し、法令を遵守しなければいけません。法令違反や市政に対する信用失墜行為がなされたり、行われようとするときには、これを最も的確に把握出来る立場にある者の情報提供が必要となります。

第 2 項について

市の職員は、国、県、その他地方公共団体や関係する機関等と市民のパイプ役となり、市民のまちづくりへの参画を推進する役割を担うものとしています。

第 3 項について

職員が効率的に職務を行うに当たっては、自ら自己の能力向上に努めることが重要であり、職務を執行するために、意識的に情報収集や研究、学習を進め、必要な知識、技術等を身に

付けることが必要であることを規定しています。

第3節 市政運営

(総合計画等)

- 第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。
- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。
- 3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用するものとします。

第1項について

まちづくりを着実に進めていくために、市は、将来予測に基づく明確な目的、目標を示した計画的な市政運営を行う責任があります。

市では、地方自治法に基づき議会の議決により定める基本構想と、市長が施策の方向性を定める基本計画、それを実行するための実施計画を策定し、この3つを総称して「総合計画」といいます。

第2項について

現在の第5次総合計画は、公募市民を含むまちづくり市民会議（ワークショップ）で検討されましたが、今後も、計画を策定する際には、策定手順や日程など、市民への情報提供を充実し、多様な参加機会を設ける必要があります。

第3項について

総合計画の策定に当たり、情報を市民に分かりやすく工夫して提供するように規定しています。

第4項について

まちづくりに関する重要な計画は、総合計画に準拠することを規定しています。

(市の組織)

- 第18条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、その組織を効果的かつ効率的なものに編成するものとします。

行政は、組織で様々な地域課題への対応や、まちづくりへの取り組みを行っています。しかしながら、社会経済情勢が刻一刻と移り変わる現代社会においては、市も、こうした組織を流動的に編成させることが必要であり、行政課題に対して効果的で効率的に対応すること

を規定しています。

(行政評価)

第 19 条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

行政の業務は、毎年度 PDCA サイクル(Plan【計画】、Do【実施】、Check【点検】、Action【改善】)という業務手順にのっとり実施しており、本条に規定している行政評価は、市の政策や施策等を客観的に評価し、評価の過程で明らかになった問題点を見直す、Check(点検)の部分にあたります。これを翌年度以降の新たな計画や政策等に反映し、施策、事務事業等を実施することにより、市民のニーズに基づき、より良いサービスを効果的かつ効率的に提供することに繋がります。

(財政運営)

第 20 条 市長は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。
2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

第 1 項について

市長は、都留のまちを次世代に引き継いでいくことができるよう持続可能な財政構造への転換を目指し、健全な財政運営を進めるために、行政評価の結果を踏まえながら、中期的な財政見通しを立て、総合計画と連携させていくなど効率的な資源配分を行う必要があります。

第 2 項について

今後、限られた財源のもとでまちづくりを進めていくためには、市民が市の財政状況を知ることにより、さまざまなアイデアや提案などを生み出し、行政とともにまちづくりについて考えていくことが必要です。そのため、市の財政状況について分かりやすい情報が提供される必要があると考えます。

(応答責任)

第 21 条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

市が、市民から出される意見、質問、要望、苦情、不満等に対し、迅速に、そして誠実に対応することは、市民主体のまちづくりを推進していくうえで非常に重要な要素であり、市

民の住民満足度を引き上げる有効な手段でもあります。市は第 28 条に規定する説明責任(アカウンタビリティ)を果たすだけでなく、市民からの要望等に対して応答責任(レスポンシビリティ)も果たすべき責務であると規定しています。

(行政手続)

第 22 条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとします。

市が行政運営を適切に行っていくには、行政手続に関するルールを市民に対し、あらかじめ明らかにすることが求められます。これは行政の透明性を確保する制度として情報公開制度や個人情報保護制度と同様に重要なものです。ここでは、「都留市行政手続条例」において、市の行政手続における共通かつ統一的な事項を規定し、それに基づき行政手続対象者となる市民の権利及び利益の保護を図ることを規定しています。

(公益通報)

第 23 条 市は、公益通報(是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとします。

公共の利益に反する行為について、その事実を通報すると、自らに不利益を招くとの懸念から、その事実が放置され、秘密として覆い隠される可能性があります。ここでは、その懸念を抱かせないような体制を市として整備する必要性を確認し、通報者が不利益な取扱いを被ることがないよう適切な措置を講じるよう規定しています。

(政策法務)

第 24 条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等を整備するものとします。

市は、地方自治の本旨(団体自治の概念)を踏まえ、そして国、県、市町村の役割分担に即したかたちでの法令の自主解釈権を行使するとともに、それを適切に履行するための調査研究を行い、適正な法令の解釈及び運用のもと、法令との整合を図った市独自の特色ある政策の推進を図ろうとするものです。

(危機管理)

第 25 条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるものとします。

日々の暮らしにおいて、安全に、そして安心して生活することは、市民としての当然の権利であり、市にはその安全で安心な暮らしを守っていく責任があるのはもちろんのこと、災害や大規模な事故の発生など不測の緊急事態に対処するには、市だけでなく市民、事業者それぞれが自らの役割を全うし、相互に協力、連携を図り、有機的に事態に取り組む必要があります。

また、震災等の大規模災害では、国、県、近隣市町村、姉妹都市など友好的な関係を築いている自治体の多面的なサポートや、消防や警察、自衛隊など関係機関の支援が必要不可欠になるものと考えられます。ここでは、市は、市民の生命と財産を守るための施策として総合的かつ包括的な危機管理体制を確立するよう規定しています。

第 5 章 みんなでまちを創っていくための仕組み

第 1 節 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第 26 条 議会及び市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとします。

2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を、市民に積極的に分かりやすく提供するものとします。

第 1 項について

第 5 条第 1 号に規定する「情報共有の原則」の具体について、第 6 条第 2 項に規定する市民の「市政に関する情報を知る権利」を保障するとともに、市政運営の透明性の確保を、別に定める情報公開に関する必要なルールを規定した「都留市情報公開条例」に従い、公正、公平、誠実に情報の公開を行うことを規定しています。

第 2 項について

広報誌等の、市が有する公表手段を積極的に活用するとともに、外部メディア等も利用しながら、積極的に分かりやすく提供するとともに、市民の市政への関心や参加意欲を高める努力を行うことを規定しています。

(個人情報保護)

第 27 条 議会及び市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。

市は、前条で規定しているとおり、保有する情報を積極的に公開及び提供することを原則としますが、個人の権利利益を保護しなければならないことや、収集した個人情報を厳重に管理することは、市政への信頼性を担保するための必要不可欠な要素です。

ここでは、市民が有する自分自身の個人情報の取扱いに関する基本的な権利を明示するとともに、個人情報の保護について必要なルールを規定した「都留市個人情報保護条例」に従い、個人情報の有用性に配慮しつつ、適切かつ厳重に個人情報の取扱いに関し必要な措置をとることを規定しています。

第 2 節 参画への仕組み

(説明責任)

第 28 条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明するものとします。

市政運営に市民が参画するに当たり、市の政策に関して透明性を確保するためには、結果だけでなく、その形成過程における情報を適正な時期に分かりやすい方法で説明する責任があります。

市民がその政策についての必要性を理解することにより、その政策を実現するために行われる事業等への市民参加が促進されることが期待されます。

(意見聴取制度)

第 29 条 市は、次に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の規定により意見を求めるときは、次に掲げるもののうち適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければなりません。

- (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画
- (2) 公聴会等への参画
- (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- (4) 意思決定過程での素案を公表し、市民から出された意見、情報等を考慮して決定するパブリックコメント制度等への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明

第 1 項について

ここでいう意見聴取制度とは、「市民生活に重要な影響を及ぼす」ということがキーワードになりますが、市が、市民生活に重要な影響を及ぼすような計画や条例、事業等については、それらを作ったり、廃止したり、実施する場合は、市民に情報を提供し、それについての意見を求めるといふ制度のことを言います。

第 2 項について

意見聴取を行う際は、現在一般的に多くの自治体で行われているパブリックコメントだけでなく、懇談会やその他多様な方法の中から適切な手法を選択して市民の意見を聴取することとしており、意見が出されたときは、これに対して回答を行い、公表することを規定しています。

(附属機関等)

第 30 条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとします。

2 附属機関等の会議は、公開を原則とします。

第 1 項について

市には、法令、条例、要綱等の規定により、審議会や調査会、審査会や委員会などの附属機関や私的諮問機関などが設置されています。これらの機関はその性格上、専門的な知識や

経験を有している方々を委員として選任するのはもちろんですが、参加、協働の原則を踏まえ、市民が市政へ参画する一つの機会として、構成員に公募による市民委員を含めることを保障することは必要なことと考えます。附属機関や私的諮問機関の設置目的や所掌事項を考慮し、男女比率の均衡が図られるよう配慮したうえで幅広い人材を確保することにより、市民主体のまちづくりの推進を図ることを規定しています。

第 2 項について

開かれた市政運営の観点からその機関の会議は、個人情報への配慮や秘匿性が高いものでない限り、市民が容易に傍聴できる機会を確保したり、その会議の議事録等を公開等することが原則であることを規定しています。

(男女共同参画)

第 31 条 市は、前条第 1 項に定めるもののほか、別に条例で定めるところにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために総合的な施策を講じるものとします。

男女共同参画とは、男女の性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担うことをいいます。

市は、基本原則とした「男女共同参画の原則」のもと、その推進に関する施策の基本的事項を制定した「都留市男女共同参画基本条例」に基づき、男女共同参画の推進を図っていくことを規定しています。第 30 条において規定している附属機関等の構成員における男女の均衡配置のほか、市民参画のあらゆる場面において男女共同参画を念頭においた市政運営を行おうとするものです。

第 3 節 住民投票

(住民投票)

第 32 条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認する必要があるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

市長は、市政の重要事項について、自らの発議、議会の発議又は市民の請求により議会の議決を経て、住民投票に関する手続きを定めた条例等に基づき、住民投票を実施することができます。

現在では、市民の市政への参画意識も高まっており、様々な重要課題の中で市の将来を左右するような案件については、市民自ら判断するような条項が必要であると考えます。

第4節 協働への仕組み

(協働の推進)

第33条 市民、事業者、議会及び市は、協働の意義及び目的を共有するとともに、都留市のあるべき将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むものとします。

2 協働のまちづくりを進めるに当たっては、市は市民に対して必要な支援を行うものとします。

同じまちに住むものに共通する公共的な課題は、その地域社会を構成する多様な主体（市民、事業者・企業、NPO法人やボランティア団体などの市民公益活動団体、自治会や町内会などの地域コミュニティそして議会や市の執行機関等）が共通した課題意識を持ち、その解決に協働で当たることが求められます。

市は、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくため、多様な主体がそれぞれの能力や個性を活かしながら協働し、公共的な課題をとともに担い合っていく仕組みの構築に向け、必要な支援や総合的な施策を整備していくことを規定しています。

(地域コミュニティ)

第34条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり（以下「地域コミュニティ」という。）を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて、主体的に行動するものとします。

2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な支援を行うものとします。

市民の権利である安全で安心なまちづくりを推進するためには、そこで暮らす市民が組織する基礎的な集まり（例：自治会、町内会等）が重要な役割を担います。児童、生徒たちの通学時における安全確保や、独居老人への見守り体制の構築、災害発生時の救助活動など、住みよいまちをつくるために旧来からの住民組織である自治会や町内会等に期待されることはとても大きいと考えます。また、地域の固有課題について、地域住民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、必要な場合には市や関係機関等へ対応を求めることなども、この基礎的な集まりが基本となるものです。

第1項について

この基礎的な集まりを「地域コミュニティ」と定義し、それがまちづくりにおいて重要な「担い手」であることを確認しています。

第2項について

市長をはじめとする市の執行機関は、この地域コミュニティが担っている役割を理解し、そして尊重しながら、他の主体と連携し、その活動に必要なと考える施策や事業を行っていくことを規定しています。

(地域協働のまちづくり推進会)

第 35 条 市民は、前条に規定する地域コミュニティを地区単位で実現するための組織として、地域協働のまちづくり推進会を設立するものとします。

2 地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市民に開かれたものとし、各主体と連携しながら協力してまちづくりを行うものとします。

住民は、コミュニティ活動、住民自治を実現するため、その核として地区単位で「地域協働のまちづくり推進会」を設立し、地域の他の住民活動を連携させ、手づくりのまちづくりを目指すことを規定します。また、地域協働のまちづくり推進会は、地域の住民に開かれるものでなければならないというものです。

なお、この規定に基づき、市内 7 地域の地域協働のまちづくり推進会があらためて正式に組織として位置付けられたということになります。

(市民公益活動)

第 36 条 市は、市民生活の向上を目指した自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動（以下「市民公益活動」という。）を尊重するとともに、その活動を促進するため、別に条例で定めるところにより、総合的な施策を講じるものとします。

2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとします。

3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとします。

本条では、市や市民は、市民公益活動に対し必要な支援をするとともに、市民公益活動を行う法人や団体などにも協働によるまちづくりの一翼を担うよう規定しています。

NPO法人やボランティア団体などによる営利を目的としない社会貢献活動が近年盛んに行われるようになってきました。これらの団体は、特定の目的や使命を達成するために組織され、機動性と先駆性、専門性を生かして直面する課題への対応や、行政では困難な社会サービスの提供を行うものであり、自立した地域社会を築くために必要不可欠な役割を担っています。

第 1 項について

市は、これらの団体等の役割の重要性を認識し、その活動を尊重するとともに、その活動の促進のため、条例を定め必要な支援等を行うよう規定しています。これが、「都留市民活動推進条例」です。

市民公益活動を行う法人や団体がその社会的な意義をまっとうするためには、市民の社会貢献活動への理解が最も重要な要素です。そのためには、市民公益活動団体自らが、市民に

対し自身の活動への意識を高めていく試み（市民意識の醸成）や自身の活動へ参加を促すきっかけづくりや、その活動を継続しやすい環境づくり（市民参加環境の整備）を行うことが求められます。

第2項について

市民活動団体の責務として、その期待される役割を担うべく、行っている活動に関する情報の提供を市民に対して行うなど、広く市民からその活動が理解される努力を行うよう規定しています。

第3項について

市民や事業者も社会貢献活動などの市民公益活動がよりよい地域社会を築いていくうえで不可欠なものであるという認識を持ち、自らのできる範囲において、協力や支援に努めるよう規定しています。

第6章 他の自治体等との連携・協力

（他の自治体等との関係）

第37条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとします。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、山梨県及び国と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとします。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、その中で得られた情報や知恵を都留市のまちづくりに生かすものとします。

第1項について

まちづくりの課題の中には、国の法令や山梨県の条例が関係していたり、都留市内の道路や河川においても国や山梨県が管理していたりと、都留市の権限の及ばない事柄もあります。環境保全や産業、観光振興などに関して、都留市単独で取り組むことが難しい課題の解決は、近隣の自治体など、他の自治体との連携・協力が不可欠となります。

第2項について

日常的な交通環境の改善、防災や防犯、治水など、まちの環境の整備については、関係機関が協力して、市民にとって最善の方策を実現できるようにしなければなりません。都留市は、連携・協力を進めていくために、率先して関係機関の協議の場を設けるなど、必要な措置を講ずることが必要だと考えます。

第3項について

本市は、アメリカ合衆国テネシー州ヘンダーソンビル市と姉妹都市関係にあり、親睦を深めるというだけでなく、こうした交流により、離れた土地、異なった文化や業種から得られた情報、知識、経験その他の成果をまちづくりに生かしていくことを規定しています。

第7章 その他

(条例の見直し)

第38条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとします。

今後、社会・経済情勢はますます変化していくことが予想され、この条例で定めている内容と実態が合わなくなることも考えられます。そうしたことから、この条例を時代の変化に応じてより良いものにしていくために、5年を超えない期間ごとに、市民参画を基本とし、第29条の規定による「意見聴取制度」の方法により、市民から意見を求めたうえで、この条例の内容を検討し、見直しの必要があるときは、改正条例の提案をするなど必要な措置を取ることを定めています。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

本条例の条文において条例に委任されているもののほか、本条例の施行に関しその実効性を図るため必要と判断した場合は、規則規程等を市長が別に定められることを規定しています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

本条例案は、平成20年12月市議会において制定されました。施行日を平成21年4月1日としたのは、条例を施行する準備や周知のための期間が必要であるという考えに基づいています。